二　新法第七十条の七の二第二項第五号及び第十四項第十号の規定の適用については、同条第二項第五号イ中「当該認定承継会社等が当該株式等」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）の施行の日前に同法附則第六十四条第二項の贈与により取得をした同項に規定する選択特定受贈同族会社株式等の当該贈与の時における当該認定承継会社の株式等の価額を基に計算した価額と前項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした非上場株式等の当該相続の開始の時における当該認定承継会社の株式等の価額を基に当該認定承継会社等が当該外国会社その他政令で定める法人の株式等」と、「価額。」とあるのは「価額との合計額。」と、同条第十四項第十号中「当該認定承継会社等が当該株式等」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）の施行の日前に同法附則第六十四条第二項の贈与により取得をした同項に規定する選択特定受贈同族会社株式等の当該贈与の時における当該認定承継会社の株式等の価額を基に計算した価額と第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした非上場株式等の当該相続の開始の時における当該認定承継会社の株式等の価額を基に当該認定承継会社等が当該外国会社その他政令で定める法人の株式等」と、「価額）とあるのは「価額との合計額）」とする。

3　前項の規定は、平成二十一年改正法附則第六十四条第七項各号に掲げる要件のすべてを満たす同項の特定受贈者が同項に規定する選択特定同族株式等について同項の規定により新法第七十条の七の二の規定の適用を受ける場合（当該選択特定同族株式等に係る同項に規定する特定同族株式等贈与者が施行日以後に死亡する場合に限る。）について準用する。

4　改正法附則第百二十四条第四項の規定により旧法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者が平成二十三年一月一日以後にその直系尊属からの贈与により取得をする新法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、同条の規定は、適用しない。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第五十条　改正法附則第百二十五条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第八十三条の四の規定に基づく旧令第四十三条の四の規定は、なおその効力を有する。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条　第二条の規定による改正後の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第四十四条第四項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する申請について適用し、法人が施行日前に行った第二条の規定による改正前の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第四十四条第四項に規定する申請については、なお従前の例による。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第五十二条　阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成七年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（被災給与所得者等が住宅資金の無利息貸付け等を受けた場合の課税の特例）

第十条の二　法第十一条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第十一条第一項に規定する役員又は同項に規定する使用者である個人（以下この項において「役員等」という。）の親族

二　役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で役員等からの贈与により取得した金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

四　前二号に掲げる者の親族

2　法第十一条第二項に規定する政令で定める者は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）第三条第一項第二号に規定する債権処理会社とする。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第五十三条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第一項の表第一項第二号の項中「同項」を「資産流動化計画」に改め、「同条第八項第五号」の下に「に規定する資産流動化計画」を加え、同条第二項の表第八項の項中「第六十七条の十四第一項第二号イ」を「第六十七条の十四第一項第一号ハ」に、「同号ハ」を「同項第二号ハ」に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第五十四条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第四項中「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割」を削る。

附則第二十七条第五項の表新令第三十六条第五項の項中「第百十二条第十三項」を「第百十二条第十項」に改め、同表法人税法施行令第七十二条の二第九項の項を削り、同表法人税法施行令第七十三条第二項及び第七十七条の二第二項の項中「旧効力法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十四条第五項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条（法人税法の一部改正）の規定による改正前の法人税法（以下「旧効力法」という。）」に改め、同表法人税法施行令第百五十五条の二第一項の項を削り、同条第六項中「剰余金の配当等の額を」を「受けるもの」に、「剰余金の配当等の額（」を「受けるもの及び」に改め、「を除く。以下この号において同じ。）を」を削る。

附則第二十八条第三項中「法人税法施行令第七十二条の二第九項」を「法人税法施行令第七十三条第二項及び第七十七条の二第二項」に改め、同条第四項中「剰余金の配当等の額を」を「受けるもの」に、「剰余金の配当等の額（」を「受けるもの及び」に改め、「を除く。以下この号において同じ。）を」を削る。

附則第四十一条第五項中「法人税法施行令第七十二条の二第九項」を「法人税法施行令第七十三条第二項及び第七十七条の二第二項」に改め、同条第六項中「剰余金の配当等の額を」を「受けるもの」に、「剰余金の配当等の額（」を「受けるもの及び」に改め、「を除く。以下この号において同じ。）を」を削る。

附則第四十二条第三項中「法人税法施行令第七十二条の二第九項」を「法人税法施行令第七十三条第二項及び第七十七条の二第二項」に改め、同条第四項中「剰余金の配当等の額を」を「受けるもの」に、「剰余金の配当等の額（」を「受けるもの及び」に改め、「を除く。以下この号において同じ。）を」を削る。

附則第四十三条第四項中「この号」の下に「及び第四項」を加え、「附則第六十四条第二項に規定する特定受贈同族会社株式等」を「附則第六十四条第二項に規定する選択特定受贈同族会社株式等」に、「非上場株式等の」を「非上場株式等が」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）」を「改正法」に、「の適用を受ける同項の特定受贈同族会社株式等を除く。）の」を「により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項に規定する選択特定受贈同族会社株式等を含む。）が」と、「又は金額」とあるのは「又は金額（当該選択特定受贈同族会社株式等の数又は金額を除く。）」に改め、同条第十項中「この号」の下に「及び第四項」を加え、「附則第六十四条第六項に規定する特定同族株式等」を「附則第六十四条第七項に規定する選択特定同族株式等」に、「非上場株式等が」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）」を「改正法」に、「の適用を受ける同項の特定同族株式等を除く。）の」を「により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項に規定する選択特定同族株式等を含む。）が」と、「又は金額」とあるのは「又は金額（当該選択特定同族株式等の数又は金額を除く。）」に改め、同条第十三項中「開始の日」の下に「の翌日」を加える。